資料3

# 「通信・放送の総合的な法体系の在り方」 <平成20年諮問第14号 答申> (案)

(参考資料)

- **法体系全般**
- □ 伝送設備規律

- □ 伝送サービス規律
- □ コンテンツ規律

口 利用者保護規律

## 通信・放送の新たな法体系に向けた検討

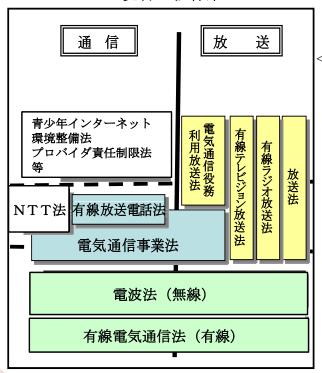
#### <現行の法体系>

- 〇 放送関連で4本、通信事業関連で3本の法律、伝送設備 関連で2本の法律がある。
- 通信業務用の無線局は放送用に使えず、放送用の無線局 は通信業務用に使えない。
- 有線放送電話について、他の通信サービスと異なる参入 規制、技術基準等を適用している
- 放送中止事故が発生しているにもかかわらず、これに対応する規律がない。
- 放送の中でも、「施設の設置 (ハード)」と「放送の業務 (ソフト)」を一事業者で行うこととされている放送と、複数事業者で分担して行うこととされている放送がある。
  - → 放送事業者からすれば、経営の選択肢がない。

#### <新たな法体系>

- 〇 デジタル化、ブロードバンド化の達成される2010年代を展望し、通信・放送の融合・連携型の新たなサービスを可能とするため、次の考え方により、法体系を全般的に見直し。
- ① 制度の集約・大括り化
- ② 情報の自由な流通の促進
- ③ 経営の選択肢を拡大する制度の整備
- ④ 情報通信の安全性・信頼性の確保
- ⑤ 利用者・受信者の利益の保護

## 現行の法体系



<デジタル化、ブロードバンド化の進展>

通信と放送の境界を超えたサービスの出現

- > CATV電話、CATVインターネット
- > インターネットテレビ(IPTV等)
- > 移動受信用地上放送

### 新たな法体系のイメージ

#### 通 信・放 送

### コンテンツ

- O放送法を核として大括り化
- 〇ハード・ソフトの分離又は一致を事業者 が選択可能とする制度の整備
- ○番組ごとの種別・放送時間の開示義務

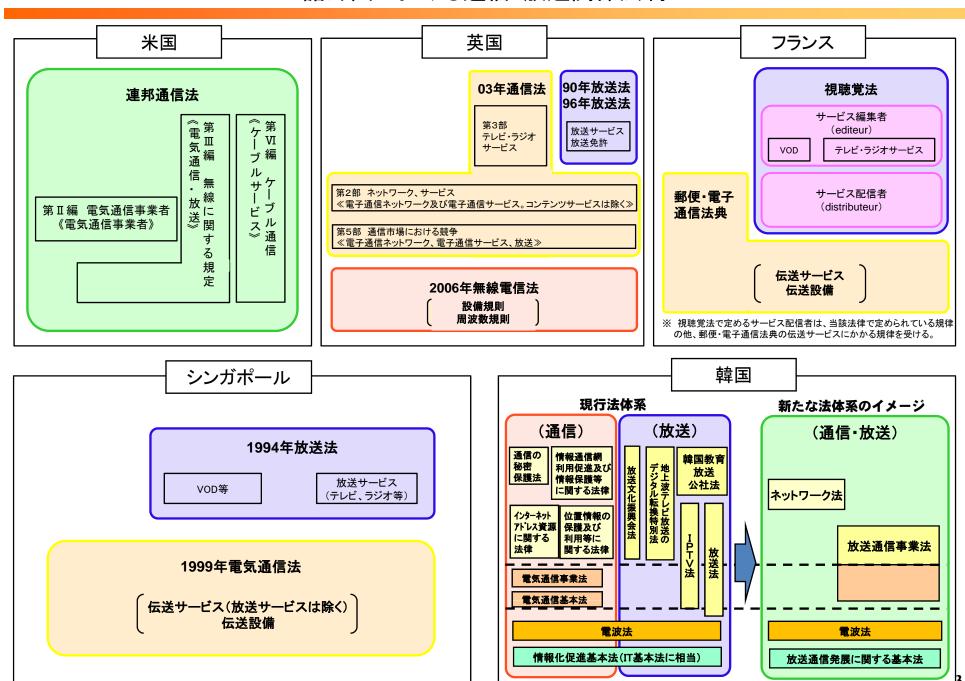
### 伝送サービス

○電気通信事業法を核として大括り化○放送に係る重大事故の報告義務・設備 の維持義務の整備

### 伝送設備

〇通信及び放送両用の無線局の開設を 可能とする制度の整備 更なる大括り化tを法技術的に検討

## 諸外国における通信・放送関係法制

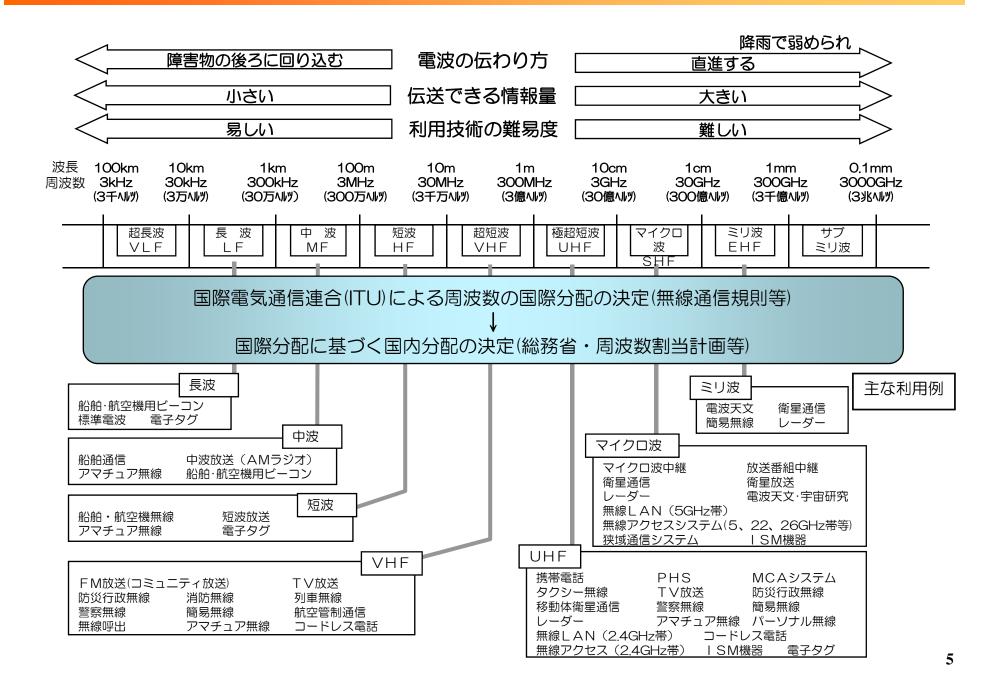


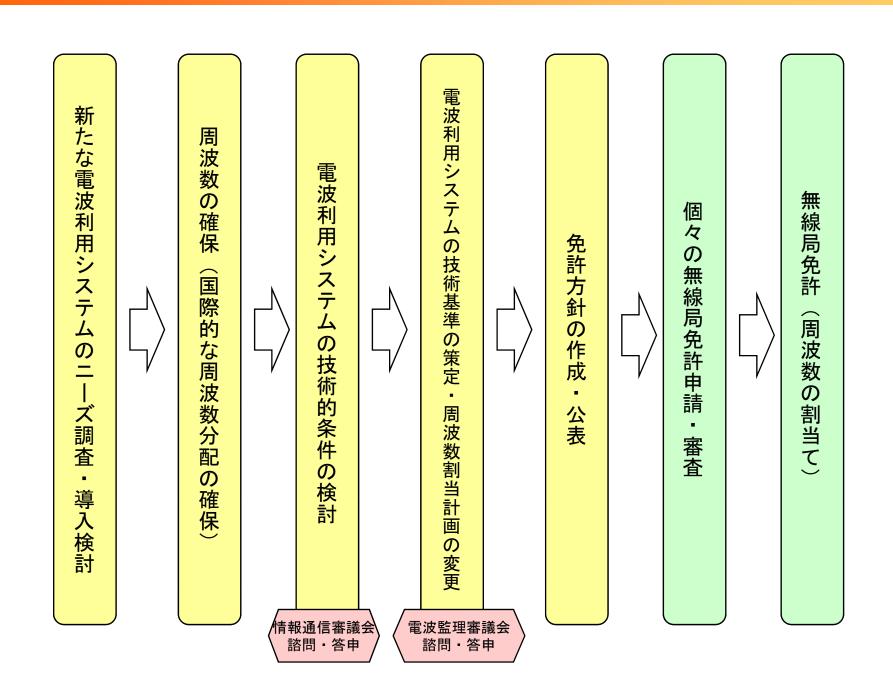
- □ 法体系全般
- ☑ 伝送設備規律

- □ 伝送サービス規律
- □ コンテンツ規律

口 利用者保護規律

## 我が国の電波の利用状況(周波数帯別)





## 周波数の分配

- 電波は、国内に止まらず国境を越えて伝搬する一方で、同一の周波数を使うことによる 混信の問題が所在。また、国際的な利用を可能とすることも必要。
- 〇 そのため、電波を管理する国際的な枠組み(国際電気通信連合(ITU)憲章・条約)に基づき電波の特性に応じ、周波数帯ごとの用途を定めた分配表や使用条件を規定。
- ○日本は、アジア・オセアニア(第3地域)に分配された用途分配に基づき「周波数割当計画」(総務省告示:電波法第26条)を制定し、国内の周波数使用に関する条件を定めている。

	国際分配 (kHz)		F	内分配(kHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域	第二地域	第三地域	1.5	IPT分配(KHZ)	無豚用砂口	同 仮 数 の 使 用 に 例 り る 未 什
未満	(分配されていない)	<u> </u>	9未満			
			J1			
11	5.53 5.54 無線航行		9-14	無線航行	公共業務用	
-14	無線机打		9-14	無稼机仃	公共業務用 一般業務用	
4-19, 95	固定		14-19. 95	固定	公共業務用	
	海上移動 5.57			海上移動 J2	一般業務用	
9, 95-20, 05	5.55 5.56 標準周波数報時 (2	OkHz)	19, 95-20, 05	標準周波数報時	公共業務用	公共業務用への割当ては、20kHzに限
9. 95-20. 05 0. 05-70	標準同仮数報号 (2   固定	OKHZ)	20. 05-39	固定	公共業務用	公共来務用への割目では、20kHZに限
0.05 10	海上移動 5.57		I3	海上移動 I2	一般業務用	
	114 11 19 30 0.01		39-41	標準周波数報時	公共業務用	公共業務用への割当ては、40kHzに関
			41-59	固定	公共業務用	
			. Ј3	海上移動 J2	一般業務用	
			59-61	標準周波数報時	公共業務用	公共業務用への割当ては、60kHzに限
			61-70	固定	公共業務用	
	5. 56 5. 58	1	J3	海上移動 J2	一般業務用	
0-72 無線航行 5.60	70-90 固定	70-72 無線航行 5.60	70-72	無線航行	公共業務用	
##/9KM/L11 5.00	海上移動 5.57	固定				
	海上無線航行 5.60	海上移動 5.57				
	無線標定	<u></u>				
		5. 59				
2-84		72-84	72-84	固定	公共業務用	
固定		固定		海上移動 J2	一般業務用	
Ver 1 26201		\h.   \chan\tau =				
海上移動 5.57		海上移動 5.57				
無線航行 5,60		無線航行 5.60				
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
5. 56						
4-86	<del> </del>	84-86	84-86	無線航行	公共業務用	
無線航行 5.60		無線航行 5.60	04 00	V22/M2/A/01 1	4八米切川	
711097972414 01 00		固定				
		<u>海上</u> 移動 5.57				
		5. 59				

## 周波数移行・再編に向けた具体的取組

○ 新たな電波利用システムが導入できる周波数を確保するため、毎年、電波の利用状況を調査・ 評価。

また、周波数の移行・再編の方向性を示す周波数再編アクションプランを策定。

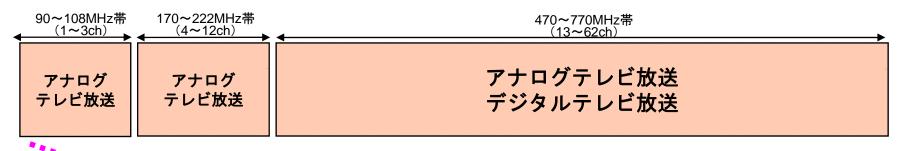
〇 この結果等に基づき、総務大臣が周波数割当計画を変更。

周波数移行・再編のサイクル

電波の利用状況調査・評価の実施 (毎年度) 周波数割当計画の変更 新たな電波利用システムの導入

## 放送のデジタル化による周波数再編

## 【現在の周波数利用状況】 テレビ用一370MHz幅



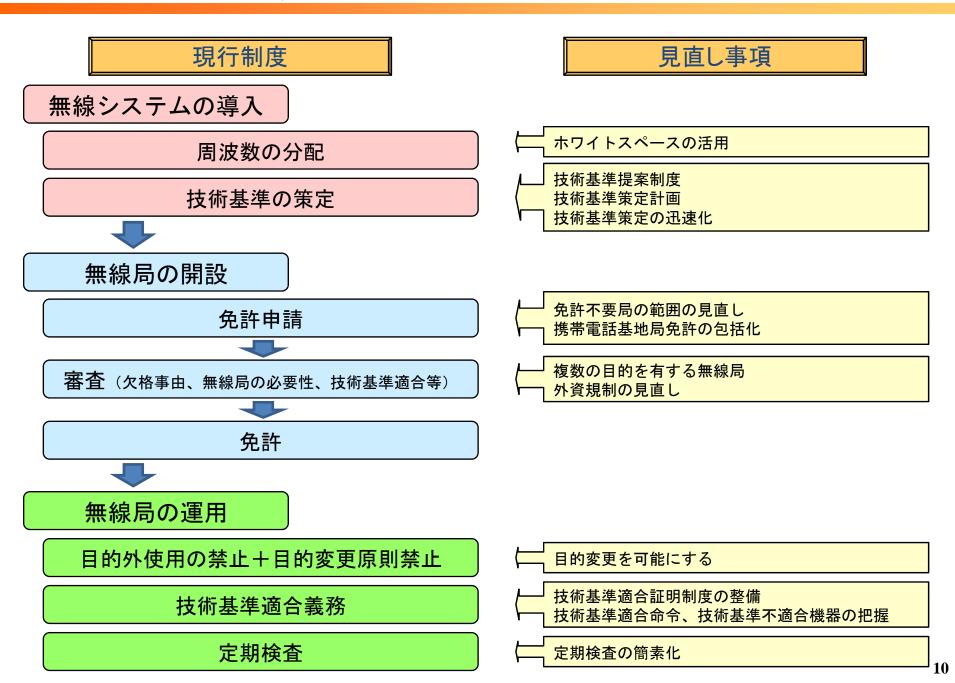
## 【2011年7月25日】 テレビ用一300MHz幅



## 【2012年7月25日】 テレビ用-240MHz幅

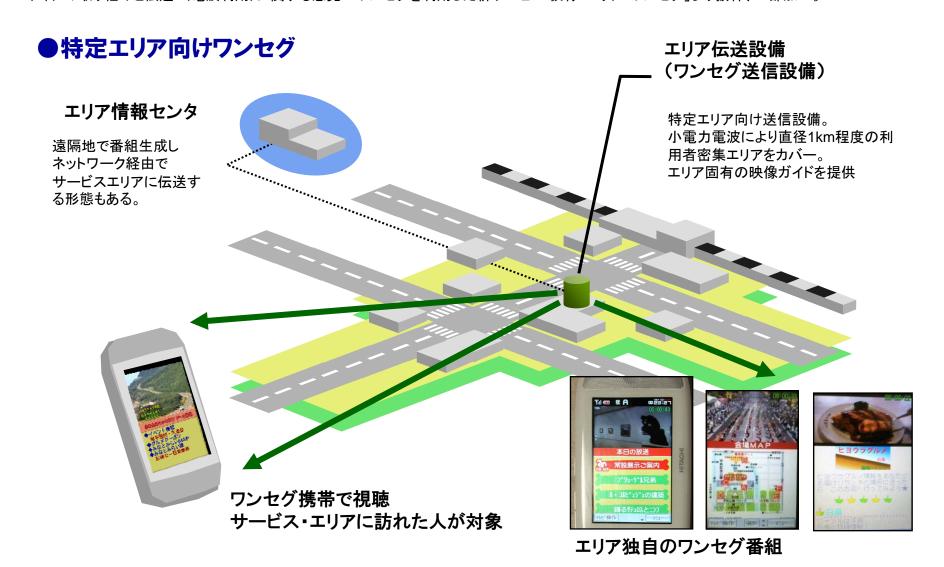


## 伝送設備規律に係る見直し事項と現行電波制度との対比



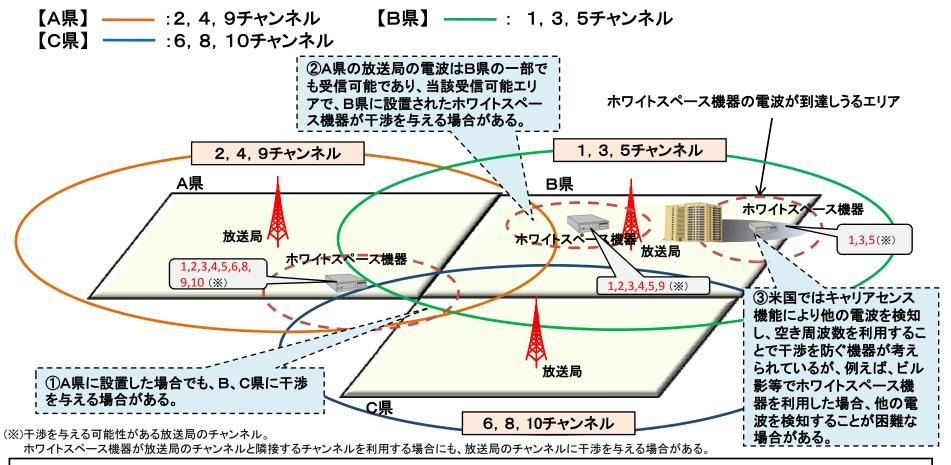
## ホワイトスペースを利用したサービス事例

※「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会(第8回)」株式会社日立製作所情報・通信グループ経営戦略室織田氏提出資料「狭域コミュニティ・メディアの取り組みと伝送 (電波利用)に関する意見~ワンセグを利用した新サービス 仮称:エリア・ワンセグ 」より抜粋、一部加工。



### ホワイトスペース利用の課題

◎仮に、放送局が1~10チャンネルを使用しているとした場合に、それらのチャンネルでホワイトスペース機器を使用するとしたとき のイメージ(実際には一つの県を複数の放送局でカバーしているが、下図では説明の簡素化のため一つの放送局でカバーするものとしている。)



#### 【検討課題(例)】

- (1)あるエリアでホワイトスペース機器を利用する場合、放送の受信者保護のため、当該エリアの放送局のチャンネルだけでなく、隣接するエリアの放送局のチャンネルを考慮する必要がある。
- (2)ホワイトスペース機器の出力によって電波が到達しうるエリアは異なるので、出力によって干渉を与える放送局のチャンネル数も異なってくる。したがって、ホワイトスペース機器の出力によって利用可能なチャンネル数は異なる(出力が大きくなると利用可能なチャンネル数は少なくなる。)。
- (3)ホワイトスペース機器が移動するものである場合、どこに移動しても放送局の電波に干渉を与えないようにする仕組みが必要となる。

## 米国におけるホワイトスペースの利用に関する動向

1. 2008年11月、連邦通信委員会(FCC)が、テレビジョン放送用の周波数帯域のうち、ホワイトスペースにおいて、ブロードバンド通信用の無線機器(ホワイトスペース機器)の利用を認めるR&O(Report and Order)を採択

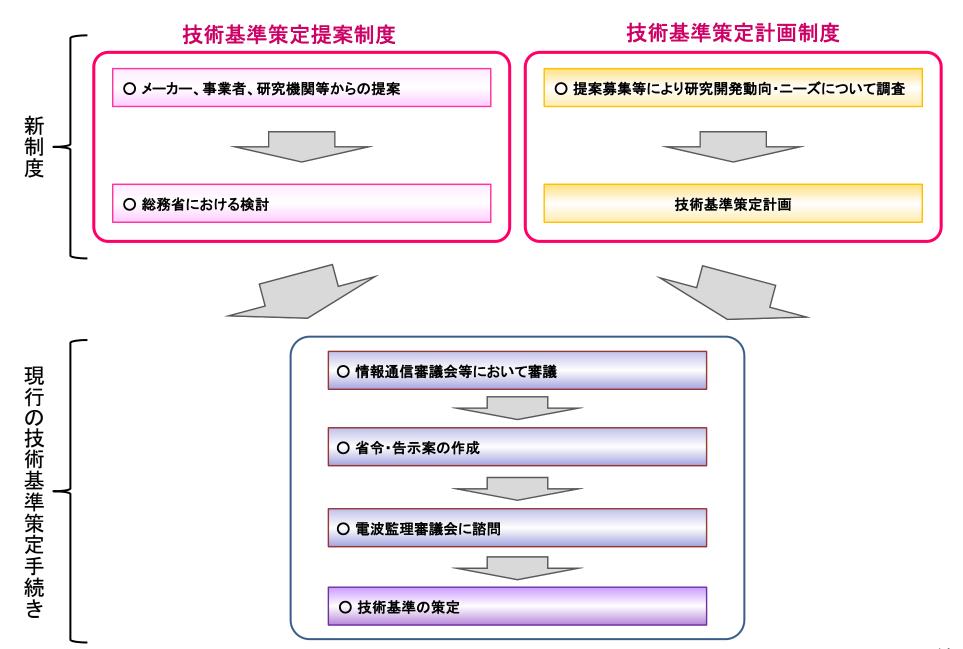
### (R&Oの概要)

- ◆ アナログ停波後に、デジタルテレビ用の周波数帯において、個人向け・商業向けのブロードバンド通信を行うホワイトスペース機器の利用を認める。
- ◆ ホワイトスペース機器には、放送局やワイヤレスマイクの電波との混信回避のため、原 則として下記①、②及び③を具備し、FCCの認証を受ける必要がある。
  - ①ホワイトスペース機器の位置情報を把握する機能
  - ②放送局その他関連する無線局や固定用のホワイトスペース機器等の緯度経度、出力、 チャンネル番号等の情報を記録したデータベースにインターネット経由でアクセスし情報を取得する機能
  - ③当該ホワイトスペース機器の周辺で、あるチャンネルが使用中か否かを検知する機能 (キャリアセンス機能)
- ◆ また、固定機器は最大出力1W、ポータブル機器については最大出力100mW(テレビサービスエリア及びその周辺エリアで、テレビチャンネルと隣接するチャンネルについては、固定機器は使用不可。ポータブル機器については使用するにあたっては最大出力40mW)に制限されている。 等

## 2. 今後の課題(例)

- ◆ キャリアセンス機能等、必要とされている機能を実装する機器の開発・実用化。
- ◆ 有効なデータベースの構築。
- ◆ 都市部では実際に利用可能なチャンネル数は少数ではないかという懸念。 等

# 技術基準策定提案制度・技術基準策定計画制度の導入



## 技術基準適合証明

- 無線設備が電波法に定める技術基準に適合していることを事前に確認し、証明する制度。
- この証明を受けた無線設備のみを使用して免許申請を行う場合には、予備免許や落成検査 が省略されるなどの簡易な免許手続の適用が可能となるほか、設備によっては、免許不要の 措置がとられるなどのメリットがある。

### 技術基準適合証明の流れ



- □ 法体系全般
- □ 伝送設備規律
- ☑ 伝送サービス規律
- □ コンテンツ規律

□ 利用者保護規律

# 受委託放送制度・チャンネルリース制度・電気通信役務利用放送制度の比較

	受委託放送制度	チャンネルリース制度	電気通信役務利用放送制度	
設備の提供主体	受託放送事業者(2者※1)	有線テレビジョン放送施設者 (1050者 <sup>※2</sup> )	電気通信事業を営む者 (電気通信事業者15083者 <sup>※3</sup> )	
設備の提供の相手方	①「認定」を受けた委託放送事業者 ②委託国内放送業務等を行う協会	有線放送業務を行おうとする者 (「届出」のみで参入可**4)	電気通信役務利用放送事業者 (「登録」を受けて参入可)	
提供主体の外資規制	O (1/3)	_	-	
事業者間の役務の提供義務	<ul><li>・上記①②からの申込みを拒んではならない。</li><li>・上記①②以外の者からの申込みを承諾してはならない。</li></ul>	・原則、承諾しなければならない。	— (事業者間交渉)	
役務の規律				
役務の提供条件	策定・届出義務 届け出た提供条件以外での提供禁止	策定義務	一 (事業者間交渉)	
提供条件の変更命令等	0	○ ・施設の使用条件の変更命令 ・使用条件が基準に適合しない場 合の施設の設置許可の取消し	△ 一般的な業務改善命令	
電気通信設備の接続	-	-	0	
電気通信設備の技術基準				
技術基準適 伝送サービス	_	_	0	
合維持義務標準方式	0	0	(O 電気通信役務利用放送事業者)	
管理規程の届出義務	_	_	0	
主任技術者選任義務	_	_	0	
土地等の使用についての規律	_	Δ	0	
放送普及基本計画	適用	_	_	

<sup>※1</sup> 平成21年6月時点 ※2 平成21年3月時点

<sup>※3</sup> 平成21年4月時点

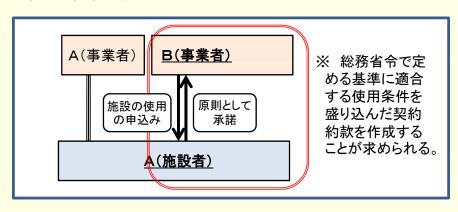
<sup>※4</sup> 有線テレビジョン放送施設者の参入は許可制。

## 受託放送に対する規律の概要

- 受託放送について、現行の法体系は、「放送用」の周波数を割り当て、「放送普及基本計画」の対象とし、認定を受けた委託放送事業者のみが受託放送役務の提供を受けることができることとしている。
- 〇 受託放送役務については、委託放送事業者の番組編集の自由の確保、不当に高い料金の設定による委託放送の機会の制約の防止、認定を受けた委託放送の確保等の観点から、放送法第52条の9から第52条の12までの規定において、次のような規律が課されている。
  - ① 委託放送事業者のみに対する役務提供義務
  - ② 役務の提供条件の総務大臣への届出
  - ③ 役務の提供条件が不当な差別的取扱いをするものである場合等の総務大臣による変更命令
- 受託放送役務は、電気通信設備を委託放送事業者という他人の通信の用に供していることから、外形的には電気通信役務に該当するものの、放送関連の役務として委託放送役務と合わせて放送法の規律を受けることが適当として、電気通信事業法の適用除外とされている。(電気通信事業法第2条第4号)

## チャンネルリース制度の概要

- 「有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業」は、電気通信設備を他人の通信の用に供するものであり、外形的には電気通信役務に当たるものの、電気通信事業法の定義規定において、「電気通信事業」の定義から除外され、有線テレビジョン放送法で規律されている。
- 有線テレビジョン放送施設者※は、有線放送の業務を行なおうとする者から有線テレビジョン放送施設の使用の申込みを受けたときは、総務省令で定める場合を除き、これを承諾しなければならない。(有線テレビジョン放送法第9条)
  - ※届出事業者(500端子以下の規模の施設を設置する者等)には義務は課されていない。
- その施設において、同時に使用することができる周波数のすべてが現に使用されているか又は1年以内に使用されることが確定している等の場合には、承諾することを要しない。(有線テレビジョン放送法第9条、有線テレビジョン放送法施行規則第12条)
- 有線テレビジョン放送施設の使用料その他の使用条件について、契約約款を定めなければならない。(有線テレビジョン放送法第10条)
- 有線テレビジョン放送の施設の運用が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認められるときは、総務 大臣による施設の改善命令(施設計画の変更、使用条件の変更等)の対象となり得る。(有線テレビジョン放送法 第24条第1項)



- 有線テレビジョン放送施設者(平成21年3月末時点 1050者)中、実際に施設を提供しているのは59者。 うち電気通信事業の登録・届出をしている者は27者 (平成20年9月末時点)。
- 〇 チャンネルリースの契約件数は、97件(チャンネルリース契約に係る受信件数は、約71万件(平成20年9月末時点))。

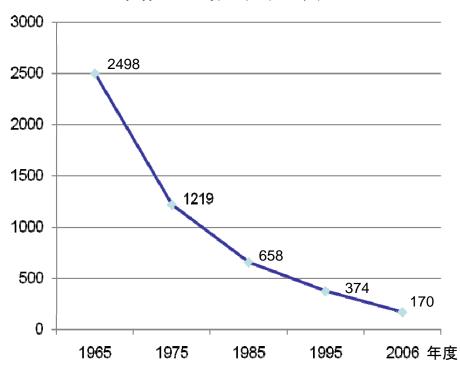
## 有線放送電話に関する法律の概要

- 有線放送電話業務の適正な運営を図ることによって、有線電気通信に関する秩序の確立に資することを目的として、昭和32年に制定、同年8月から施行されたもの。
- 〇 有線放送電話役務(<u>有線ラジオ放送用の</u>有線電気通信設備を用いて<u>他人の通信を媒介</u>しその他当該有線電気通信設備を<u>他人</u> <u>の通信の用に供する</u>こと)を提供する業務を行う場合、総務大臣の許可を必要とし、許可を受けた業務区域(一の市町村及びその隣接市町村内に限る。)において、その役務の提供を認めるもの。
- 〇 有線放送電話業者は、その業務の用に供する有線電気通信設備について、他の有線放送電話業者の設備と相互接続する場合 には許可が必要であり、電気通信事業者の電気通信回線設備と接続する場合には事前届出が必要である。

#### 有線放送電話に関する法律の主な業務規律

- 業務を行う場合には、総務大臣の許可\*1
- ※1 許可の基準
  - 1)住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有している地域(一の市町村及びその隣接市町村内に限る。)を業務区域とすること
- 2)経理的基礎があること
- 3)業務の用に供する設備に専ら通話の用に供するための線路がないこと
- 4)業務を行うことが公益上必要であり適切であること
- 他の有線放送電話業者等との相互接続に関する許可制
- 電気通信事業者の電気通信回線設備との接続に関する 事前届出制
- 〇 契約約款の届出義務
- 定期報告義務(事業年度ごとの利用状況、収支状況)

### 有線放送電話施設数の推移



## 有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制等の概要

- 有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送 の業務を行おうとする者は、当該施設の設置について、総務大臣の「許可」を 受けなければならない。(有線テレビジョン放送法第3条)
- 〇「許可」に当たっては、その施設区域が一の行政区域又は複数の行政区域 を単位とし、当該行政区域の全域において設定されているものであることが、 審査基準の一つとされている。(有線テレビジョン放送法関係審査基準第4条 (1))
- 有線テレビジョン放送施設者は、「許可」に係る施設を、総務省令で定める 技術上の基準に適合するように維持しなければならない。(有線テレビジョン 放送法第8条)
- 〇 「許可」に係る施設を譲渡する場合又は「許可」を受けた施設者たる法人の合併若しくは分割の場合、総務大臣の「認可」を受けなければ、有線テレビジョン放送施設者の地位を承継できない。(有線テレビジョン放送法第10条の2)
- 〇 国又は地方公共団体は、「許可」に係る有線テレビジョン放送施設の設置が 円滑に行われるために必要な措置が講ぜられるよう配慮するものとする。(有 線テレビジョン放送法第29条)

## 有線テレビジョン放送・有線役務利用放送に係る規律

	有線テレビ	ジョン放送法	有線役務利用
	有線テレビジョン放送施設者	左記以外の有線テレビジョン放送事業者	放送事業者(注4)
適用法	有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送法	電気通信役務利用放送法
参入	施設設置許可 (業務は届出)	届出	登録
退出	届出	届出	届出
審査事項	○欠格事由 ○施設計画の合理性及び実施の確実性 ○技術基準適合性 ○経理的基礎及び技術的能力 ○自然的社会的文化的事情に照らし必要か つ適切	○なし (虚偽の届出については罰則)	○欠格事由 ○経理的基礎及び技術的能力 ○ <u>権原に基づく設備利用の可否</u> ○ <u>総務省令に合致(集中排除原則)</u>
外資規制	×	×	×
契約約款	届出	届出	届出
番組準則※	0	0	0
放送番組審議機関※	0	0	0
訂正放送等※	0	0	0
放送番組の保存※	×	×	0
あまねく受信 努力義務※	×	×	×
災害放送※	×	×	×
義務再送信	0	×	×
候補者放送※	0	0	0
技術基準適合 維持義務	0	×	0
施設の提供義務	0	×	×
改善命令	0	0	0
報告徴収・立入検査	0	0	0
事業者数	518(注1)	102(注2)	21(注3)

<sup>※</sup> 同時再送信には適用されない。

<sup>(</sup>注1)自主放送を行う事業者。平成20年12月末現在。 (注2)平成20年3月末現在。自主放送を行う事業者(チャンネルリース事業者を除く。)。

<sup>(</sup>注3)平成21年3月現在。

<sup>(</sup>注4)引込端子数500超かつ5km超の線路について電気通信事業者が提供する役務を利用した放送を行う場合、当該事業者は電気通信役務利用放送事業者となる。

# 法律に基づく主な公益事業特権

	主な公益事業特権の概要	非認定 電気通信 事業者	認定 電気通信 事業者	有テレ 施設者	放送 事業者
土地収用法	◆ 公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは土地収用を行うことができるが(第2条)、 <mark>認定電気通信事業</mark> の用に供する施設及び放送事業の用に供する放送設備に関する事業は、土地収用を行うことができる公益事業として規定されている。(第3条)	×	0	×	0
道路法	<ul> <li>◆ 道路を占用する際には、道路管理者による許可を要するが(第32条)、認定電気通信事業の用に供する電柱等の設置については、許可の基準に沿った申請であれば、道路管理者は許可を与えなければならないと規定されている(義務許可)。(第36条)</li> <li>◆ 有線テレビジョン放送施設については、通達によって、許可基準に適合する場合には、原則として占用許可が与えられることとされている。(「有線テレビジョン放送施設の道路占用の取扱いについて」(平成8年6月28日建設省道政発第60号道路局長通達))</li> </ul>	×	0	<u></u>	×
共同溝の 整備等に関する 特別措置法	<ul> <li>◆ 交通が著しくふくそうしている道路等で、路面の掘さくを伴う道路の占用に関する工事がひんぱんに行なわれることにより道路の構造の保全上及び道路交通上著しい支障を生ずるおそれがあると認められるものとして整備される共同溝整備道路に共同溝が建設された場合、認定電気通信事業者は、占用の許可を申請できる公益事業者として規定されている。(第2条第3項)</li> <li>◆ 有線テレビジョン放送施設については、部内の通知によって、適切な場合には共同溝と有線テレビジョン放送事業者の施設の一体的な整備を図ることとされている。(「共同溝と他の施設との一体的な整備について」(平成10年4月24日建設省道政発第77号、建設省道国発第14号通知))</li> </ul>	×	0	<b>△</b> (通知)	×
電線共同溝の 整備等に関する 特別措置法	◆ 道路管理者は、電線共同溝を整備すべき道路を指定する場合には、当該道路の沿道がその供給区域又は供給地点に該当する認定電気通信事業者の意見を聴かなければならない(第3条第2項)。 ◆ 有線テレビジョン放送施設については、通達によって、電線共同溝整備道路の指定に当たって意見を聴取すること、指定があった場合には有線テレビジョン放送に供する電線についても電線共同溝に収容されるよう所定の措置を講ずることとされている。(「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について」(平成7年8月9日建設省道政発第75号道路局長通達))	×	0	△ (通達)	×
147911	◆ 電線を地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることが特に必要であるとされる電線共同溝整備道路の地上においては、電線・電柱による道路占用の許可制限等が規定されているが、認定電気通信事業者が設置しようとする電線について、やむを得ない事情があると認められる場合には、当該許可制限等の例外と認められている。(第9条)	×	0	×	×
大深度地下の 公共的使用に 関する 特別措置法	◆ 認定電気通信事業者は、 <mark>認定電気通信事業</mark> の用に供する施設に関する事業のために認可を受けて、大深度 地下を使用することができる。(第4条、第10条)	×	0	×	×
下水道法	◆ 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分にはいかなる施設、工作物等をも設けてはならないが、認定 電気通信事業者が電線等を設置する場合には例外として認められる。(第24条) ◆ <u>有線テレビジョン放送施設者</u> が電線等を設置する場合については、 <u>政令によって</u> 認められる。(施行令第17条 の2)	×	0	0	×
電気通信 事業法	◆ 電柱の設置に係る土地等の使用について、これが広範囲にわたり個々の使用面積が少ないことから、土地収用 法の特例として簡易な手続が定められており、 <mark>認定電気通信事業</mark> の用に供する線路及び空中線等を設置する ために他人の土地、建物等を利用することが必要かつ適当であるときは、認可を受けて、その土地の所有者に 対し、その土地の使用権の設定に関する協議を求めることができる。(第128条)	×	0	×	×

## 現行法制における技術基準適合維持義務

- 現行の通信·放送法制において、それぞれ技術基準適合維持義務の規定が設けられている。
- 放送法・電波法、有線テレビジョン放送法においては、電気通信事業法で規定されているような「設備の損壊又 は故障により、役務の提供に支障を及ぼさないこと」を求める技術基準は一部を除き存在していない。
- 技術基準適合命令等の事後の担保措置にも差異がある。

		放送法•電波法	有線テレビジョン放送法	<sup>(参考)</sup> 電気通信事業法
設備持義	の技術基準適合維 務	〇 (電波法第3章)	〇 (有線テレビジョン放送法第8条)	〇 (電気通信事業法第41条第1項)
	設備の損壊又は 故障により、役務 の提供に著しい支 障を及ぼさないよ うにすること	(該当する規定なし) ※ただし、無線設備規則第33条の9(中波放送無 線設備に係る予備電源装置設置努力義務)のよ うに一部については、規定あり。	(該当する規定なし)	〇 (電気通信事業法第41条第3項第1号)
	役務の品質が適 正であるようにす ること	放送に関する送信の標準方式 (電波法第3章に基づく複数の省令)	有線テレビジョン放送に関する送信の方式 (有線テレビジョン放送法施行規則第2章第2節)	△ (主として、「通話」と「接続」に係る品質を 規定) (電気通信事業法第41条第3項第2号)
技術	- 基準適合命令	(該当する規定なし) ※ただし、電波法第76条第1項に無線局の運用 停止命令の規定あり。	〇 (有線テレビジョン放送法第24条第1項)	〇 (電気通信事業法第43条)
役務提供の支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないときの業務改善命令		(該当する規定なし)	〇 (有線テレビジョン放送法第24条第1項。施設の 運用が適正を欠くため受信者の利益を阻害してい ると認めるとき)	〇 (電気通信事業法第29条第1項第8号)
業務の停止等の報告		無線業務日誌の抄録を六箇月ごとに提出しなければならない(電波法施行規則第40条)	<u>故障の発生状況やその原因を含む有テレ施設の</u> <u>運用状況を、年に1回報告</u> しなければならない(有 線テレビジョン放送法施行規則第36条)	理由又は原因とともに、遅滞なく、報告しなければならない(電気通信事業法第28条)

# 現行の技術基準の担保措置の比較

技術基準	違反した場合の担保措置						
	勧告、適合命令等	業務等の停止	免許等の取消し	罰則			
電波法第3章	なし	●電波の発射停止命令 (第72条第1項) ●無線局の運用停止命令 (第76条第1項) ●登録局の効力停止処分 (第76条第2項)	●免許の取消し(第76条第3 項~第5項)	●第72条第1項・第76条第 1項により電波の発射又 は運用を停止された無 線局を運用した者は、1 年以下の懲役又は100 万円以下の罰金(第110 条第6号)			
有線電気通信法 第5条	気通信法 ●設備の使用の停止 又は改造、修理等 の命令措置(第7条 第1項) ●設備の改善等の勧 告(第7条第2項)		なし	●第7条第1項の命令に違 反した者は、1年以下の 懲役又は20万円以下の 罰金(第16条第2号)			
電気通信事業法 第41条	●技術基準適合命令 (第43条)	なし	●登録の取消し(第14条第1 項第1号)	●第43条第1項の命令に違 反した者は、200万円以 下の罰金(第186条第3 号)			
有線テレビジョン 放送法第8条	●施設の改善命令 (第24条第1項)	なし	●許可の取消し(第25条第1 項第3号、第4号)	●第24条の命令に違反した者は、30万円以下の罰金(第36条第4号)			
電気通信役務 利用放送法 第11条	●技術基準適合命令 (第16条第1項)	●業務の停止命令(第16 条第3項)	●登録の取消し(第9条第1項 第2号)	●第16条第3項の業務改善停止命令に違反した 者は、6月以下の懲役又 は50万円以下の罰金 (第25条第2号)			

## 地上放送における最近の主な放送中止事故について

### 日本放送協会・(社)日本民間放送連盟策定「地上放送関係無線設備等の安全・信頼性基準ガイドライン」(平成19年5月17日)

(ポイント)

- ・ 防護措置 (無線設備の耐震措置、送信空中線周辺の落雷対策)
- ・ 冗長措置(重要な送信装置の故障発生時における故障検出、運用者への通知、予備設備への切替、電源への異常発生時における予備電源装置の切替)
- ・ 管理体制(担当者、責任者の明確化、共同建設の場合における責任の所在の明確化、保守点検事業者との対応窓口の明確化)

日時	放送局		停波時間	停波理由
平成19年12月3日	A社の親局	テレビ(デジタル)	23分間	人為的ミス(番組延長時のデータ作成ミス)
平成20年1月9日	B社の親局	ラジオ AM	16分35秒間	番組送出システムの老朽化
		FM	11分35秒間	
平成20年1月10日	C社	ラジオ AM	16分間	人為的ミス(放送時間中のUPS点検操作ミス)
		テレビ(アナログ、デジタル)	17分間	
平成20年3月25日	D社の親局	テレビ(デジタル)	37分間	落雷による非常発電機切替器損傷
	E社の親局	テレビ(デジタル)	47分間	
	F社の親局	テレビ(デジタル)	54分間	
平成20年4月8日	G社の親局	ラジオ AM	65分間	番組・CM送出システムのトラブル

#### 情報通信政策局「テレビジョン放送及びラジオ放送に係る放送システムの信頼性の確保について(通達)」(平成20年4月21日)

- ①放送事業者に対し自主点検の実施、点検結果の報告を求める。
- ②点検を踏まえ、引き続き、自主的な管理運用体制の充実、放送中止事故の未然防止への取組を求める。

日時	放送局		停波時間	停波理由
平成20年8月14日	H社の親局	テレビ(アナログ)	4時間51分間	局舎落雷に伴う電源設備焼損のため
	I社の親局	ラジオ FM	4時間49分間	(⇒事故事例(1))
平成21年1月10日	J社の中継局	テレビ(デジタル)	10時間41分間	商用電源事故停電後、非常電源設備の不備
		テレビ(アナログ)	10時間50分間	(⇒事故事例(2))
平成21年1月10日	K社の親局	ラジオ FM	1時間11分間	電力線の切断により、電力供給停止(⇒事故事例(3))

- □ 法体系全般
- □ 伝送設備規律

- □ 伝送サービス規律
- コンテンツ規律

口 利用者保護規律

# 放送の機能・役割に関するこれまでの議論①

検討会等	内 容
「臨時放送関係法制 調査会」 答申書(資料編) (昭和39年9月)	第1 放送の社会的機能 2 現行法における放送の社会的機能の把握 (1) (略) まず、現行法(以下「法」という。) 上の <u>放送の社会的機能</u> がどのようにとらえられているか、必ずしも明確ではないが、列挙すれば次のとおりである。 ア 教養機関的機能 イ 教育機関的機能
	<ul> <li>ウ報道機関的機能</li> <li>工 娯楽機関的機能</li> <li>才 広告媒体的機能</li> <li>(2) 現行法においては、これらの機能を果たすうえにおいて、日本放送協会(以下「協会」という。)に対して前記才の広告媒体的機能を排除しているほかは、協会と一般放送事業者(以下「一般事業者」という。)との間に格別の差異は認められない。また、前記アからエまでの機能については、これらの機能を発揮するうえにおいて教養番組または教育番組ならびに報道番組および娯楽番組を設け、これらの放送番組相互間の調和の保持を規定しているにすぎない。特別の事業計画によるものを除いては、これらの機能のうちいずれに比重をおいているということはない。もっとも、協会に対してのみは、「豊かで、かつ、よい放送番組を放送することによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与すること」および「わが国の過去のすぐれた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること」を期待している。</li> </ul>
	3 放送全体の社会的機能の発揮を期待するうえでの論点 放送の社会的機能を立法論として問題にする場合、前記のような具体的機能およびその担い手あるいはその経営主体の性格づけ等 については、個々のテーマで問題とすべきであると考える。いまここで総論的に放送全体の社会的機能はいかなる観点から議論される べきであるかにつき考察するに、 (1) 放送はマス・コミュニケーションの一形態として、他のマス・メディアと同様に、ア 大衆性と量産性、イ 間接性と非人格性(face-to-face communicationに非ざること)を備えていることはいうまでもないが、他のマス・メディアー般と相違するところは、 <b>電波という特殊な媒体を利用する</b> ものであるから、ア 有限性であり、独占性が強く、イ 伝達手段として即時性、同時性に富み、ウ 受ける者の立場からいつ でも受動性、浸透性がきわめて強いものであるということである。 (2) 放送はこのような特殊性を有するマス・メディアであるにもかかわらず、法的規制のうえでは、たとえば、その媒体として電波を利用するものであることから、免許関係についてはすべて、一般の通信を目的とする無線局と同一の範ちゅうにおいて電波法の規制を受けているところに、まず、問題点の第1を指摘しうると考える。そのため、とかく物理的な規制の面が強く表面に打ち出されているきらいがあるということができよう。前記のように <u>放送のもつ特殊性にかんがみ、その社会的機能の発揮を期待するためには、さらに公共性、独占性の観点から種々の法的な配慮が検討されなければならない</u> と考える。

## 放送の機能・役割に関するこれまでの議論②-1

検討会等

内容

「ニューメディア 時代における放 送に関する懇談 会」 報告書 (昭和62年4月) 2 放送に期待される役割

放送は、これまで、その時々の政治・経済・社会の動き、国際情勢、文化、風俗等を、敏感に映し出しつつ、国民一人一人が、幅広い視野に立って合理的に行動し、健康で文化的な生活を確保していく上で必要不可欠な情報(基幹的情報)を経済的・効率的かつ多角的に提供することにより、それぞれの時代における世論の形成に大きな影響を与えるとともに、人々の生活に潤いと安らぎ、目標と充実感を与え、生活に活力を生じさせてきた。また、放送は都市型の生活様式を全国的に普及させるとともに、流行語、ファッションを生み出す等により、多彩な文化、風俗を創造してきた。さらに、放送は優れた広告媒体として、大量生産、大量販売を可能とする大衆消費社会をリードすることにより、戦後、日本経済の発展に貢献してきた。

(略)

放送が本来的に有する優れた社会的文化的影響力・機能は今後とも発揮されていく必要があるが、一方、その足らざる所は改善向上が図られなければならず、これら二つの面からの政策的なアプローチが必要である。こうした観点に立って検討した場合、前記1で述べた放送を取り巻く環境変化の動向の中で、今後、上記のことに加えて、次のような点が放送の役割として期待されていくと考えられる。

#### (1) 健全な言論報道市場の維持・発展への貢献

民主主義のもとにおける放送制度の基本は、「表現の自由」に基づく自由な言論報道活動(放送の自由)の保障である。この「放送の自由」は基本的には二つの要素から構成されている。一つは、放送メディアを自らの意思の表現のための手段として用いる自由であり、換言すれば、**国民が放送メディアの送り手となる自由**である。

もう一つは、放送メディアが果たす社会的な役割を享受することができる自由であり、換言すれば、**主権者たる国民が社会内に生起する** 様々な事象を受け手として知る自由である。

これらの送り手側及び受け手側の自由が最大限に保障され、放送が、新聞等と並ぶ代表的なマス・メディアとして、電波の有限希少性や CATVに見られる地域的自然独占性といった制約はあるが、可能な限り多数の送り手から発せられる可能な限り多様な情報を国民に伝達させ ることにより、主権者たる国民が民主主義を維持し、発展させるための適切な行動を選択していくことができるようにすることが期待される。

#### (2)情報の地域間格差の是正

情報の地域間格差の是正は、大都市地域に集中している文化、教育、商業(取引、決済等)機能等の効用を全国各地においても等しく享受できるようにすることにより、地方の人々の情報ニーズに応えるほか、地域社会の生活環境の改善と活性化に貢献するものであり、今後、地域の高度情報化を促進し、分散型社会の形成、国土の均衡ある発展を実現していく上で重要な課題の一つとなっている。

こうした中で、優れた情報提供機能を持つ放送は、<u>大都市地域とそれ以外の地域との間における様々な面での情報享受の不均衡を是正する上で極めて有効な手段</u>となり得るものであるので、その全国的な普及格差の是正を早期に達成していくことが必要である。

#### (3)国民の情報ニーズの多様化・高度化に応じた各種専門情報等の提供

近年、国民の価値観・生活様式の多様化・個性化の急速な発展が、社会の様々な面で変化をもたらしつつある。こうした状況の変化等に伴い、放送の分野においても、個々人の関心や趣味に対応したニュース、音楽、スポーツ、演劇、教育等のジャンル別専門番組の充実、各世代のニーズに応じた放送番組あるいは様々な地位向け放送番組の充実など多種多様な情報ニーズが高まってきている。また、芸術・文化への関心の高まり、より豊かで安らぎのある生活空間の創造への関心の高まり等から、画質・音質の向上に対するニーズが高まってきているほか、視聴したい番組・必要な情報などを、視聴したい時、必要な時、自由に視聴できるサービス、すなわち、情報の随時性・選択性に対するニーズが高まってきている。

放送が、このような社会的要請に的確に応えていくことは、**国民の生活様式、価値観が多様化・個性化しつつある中で、国民一人一人の生** 活をより充実したものとするとともに、各人の潜在的能力を様々な分野で顕在化させ、新たな文化を創造していく上で、また、高齢化社会を迎 える我が国において活力ある経済社会を維持して行く上で重要である。

## 放送の機能・役割に関するこれまでの議論②-2

「ニューメディア 時代における放 送に関する懇談 会」 報告書 (昭和62年4月)

#### (4)新たな文化の創造及び普及等

今後、

- ア)放送による基幹的情報の一層の充実及び国民の知的関心・欲求の高度化・多様化に対応した各種専門情報の充実、
- イ)国際間、全国、都道府県、地域コミュニティー等の各地域レベルで、及びそれら相互間で、人・物・情報の交流が増大し、その相互依存関係が強まることに対応した、これらの地域内・相互間での放送番組の交流、

が可能となる体制を実現していくことは、国民一人一人の文化的創造活動の場を広げ、様々な面において、日本文化の質的向上をもたらすと ともに、地域社会特有の伝統や文化を維持発展させ、さらには、世界各国の文化的交流の促進による国際性に富んだ文化の創造に寄与するものと考えられる。こうした形で、今後、放送の進展が、我が国における多層的な文化の新たなる創造の構築に貢献することが期待される。また、放送の提供する番組は、それぞれの時代に固有の社会的経済的動向、文化、風俗等を記録した文化財として歴史的意義を有するほか、時代を超えた異文化の交流による新たな文化の創造の契機ともなり得る。

#### (5)国際相互理解、文化交流の促進

我が国の社会、経済の発展、拡大とともに、国際的相互依存関係が深まっており、他方、経済摩擦問題等の国際的問題の発生も見られる。 こうした中で、国際的相互理解の促進、協力体制の確立が不可欠となっている。

しかしながら、国際的情報交流の実態は、

- ア 我が国を中心とした情報の流出入の現状は、パーソナル系メディア(国際電気通信(国際電話、国際テレックス、国際電報等)、外国郵便)では、ほぼ、流入・流出が均衡しているが、広く様々な国々の文化、社会等の国際的な相互理解を個々人に至るまでのレベルまで深める上で重要な役割を果たすマス・メディア(国際テレビジョン伝送、外電通信、映画、レコード、雑誌等)については、我が国の大幅な輸入超過となっており、また、流入・流出先も欧米にかたよっている。
- イ 日本製のテレビ番組の輸出は近年、増加しつつあるとはいえ、翻訳コスト等の障害のため、量的にも質的にも、欧米に比較して十分ではなく、我が国の文化や社会、経済等の実情の海外への紹介という面での効果はあまり多くを期待しえないのが実情となっている。 等、諸外国の我が国に対する正しい理解、認識を得ていく上で必ずしも十分とはいえない状況にある。

このため、今後、**我が国をめぐる国際相互依存関係が一層深まる中で、短波による国際放送の充実強化はもとより、リアリティーに富んだ表現力、情報伝達能力を有する映像・音響メディア等による情報発信機能、交流機能を格段に充実させることが強く要請**されており、こうした面における放送の役割に対する期待が高まっている。また、その交流先も欧米に偏することなく、アジア世界との情報交流の活発化を含めた全世界的レベルでの情報交流体制の強化を図っていく必要性が指摘されているところである。

なお、現在行われている外国放送事業者との放送番組の共同制作についても一層の活発化が期待されている。

#### (6)活力ある社会の構築

今後、①国際相互依存関係の一層の深まり、経済摩擦問題の深刻化、国内各レベル地域相互間の関係の緊密化等にみられる経済社会構造の複雑化、②人口構成の高年齢化、③国民の価値観、生活様式の多様化・個性化等の環境条件の中で、国民一人一人が、日々の生活に生きがいを感じつつ、主体的かつ活動的に過ごし、また、雇用の確保、生活水準の維持・向上等に不可欠な一定の持続的経済成長が達成され、様々な分野での進歩・発達が促進される活力ある社会をいかに確保するかという点が我が国の重要な政策課題となっている。こうした中で、放送は、

- ア 国内的にも、国際的にも複雑化する経済社会の中で、国民や企業が幅広い視野と平衡感覚を維持しながら、政治面・経済面で合理的な 判断を行っていくうえで不可欠な様々な情報の充実
- イ 国民の価値観、生活様式の垂直的・水平的な多様化・個性化の進展の中で、国民生活に潤いと安らぎ、充実感を与え、様々な分野での 創造的な活動の展開を可能とする各種専門情報の充実
- ウ 内需拡大に不可欠な、消費構造の個性化・多様化に対応したきめ細かい商品情報を提供する優れた広告媒体としての機能の発揮
- エ 放送ニューメディアの普及・発展及びそれに伴う関連産業の発展による内需拡大効果、雇用創出効果等の発揮等を通じて、今後における活力ある経済社会の構築に貢献することが期待される。

# 現行の放送関連4法の目的規定

	放送法 (昭和25年第132号)	電気通信役務利用放送法 (平成13年第85号)	有線テレビジョン放送法 (昭和47年第114号)	有線ラジオ放送業務の運用 の規正に関する法律 (昭和26年第135号)
対象	地上放送衛星	上放送 有線放	女送(テレビジョン放送)	有線放送(ラジオ放送)
目的	この法律は、	この法律は、	この法律は、	この法律は、
	左に掲げる原則に従つて、放 送を公共の福祉に適合するよう に規律し、		有線テレビジョン放送の 施設の設置及び業務の運営 を適正ならしめることによ つて、	有線ラジオ放送の業務の 運用を規正することによつ て、
	一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによるでは 自律を保障することによるでは 放送による表現の自由を確保すること。 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。			
		電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するととも に、	有線テレビジョン放送の 受信者の利益を保護すると ともに、	
	その健全な発達を図ることを 目的とする。	電気通信役務利用放送の健 全な発達を図り、	有線テレビジョン放送の 健全な発達を図り、	
		もって公共の福祉の増進に 資することを目的とする。	もつて公共の福祉の増進 に資することを目的とする。	公共の福祉を確保することを目的とする。

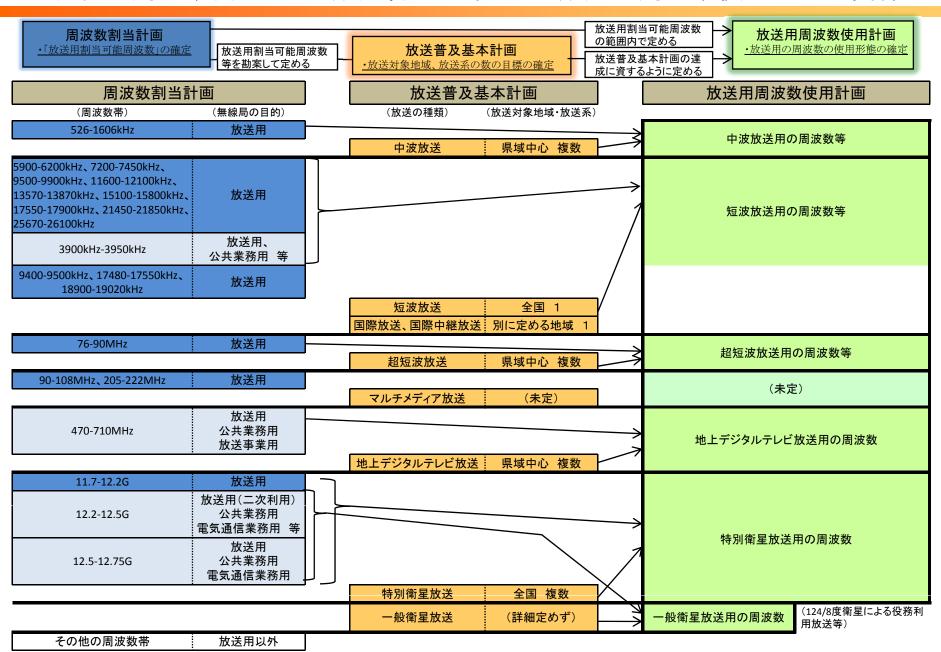
# 放送メディア別の現行規律の概要

14 3V 51 - 17 7F 14 3V 51							l , _ , , , , , ,	l
			放进	送法 	<b>投務</b> 抗	放送法 	有テレ放送法	有ラ放送法
			地上放送	受委託放送	衛星役務放送	有線役務放送	有テレ放送	有ラ放送
確保のための規律	周波数の割当て	周波数 割当計画	送一放送用」「放送衛星 放送用と明記	無線局の目的」を、「放 星一放送用」のように、	「無線通信の態様ー 無線局の目的」を、「放 送衛星ー電通業務用」 及び「固定衛星ー電通 業務用」のように、電気 通信と放送を併記	-	_	-
規 律 		放送普及 基本計画	「計画的普及·健全発達 「種別」「放送対象地域」		なし	_	_	-
÷ <del>-  - </del>	者と放う	業務を行う 生施設設置 の関係	一致のみ可	分離のみ可			一致 (一部CH <sup>I</sup> J-ス も可)	一致・分離とも可
事業形態	参入 手続	放送番組 の編集者		認定	登録		届出届出	届出
		放送施設 設置者	無線局免許	無線局免許	(電気通	<b>信事業者</b> )	許可	(自営・電気通信事業者)
	番組規	律	すべて適用 ただし、 ・ラジオは調和原則、字幕等を緩和 ・特別の事業計画は調和原則を緩和 ・臨時、専門的放送は番審等を緩和		(調和原則、災害放送) 一部(調和原則、災害放送)を緩和		番組保存、教育課程準拠、 一部(調和原則、災害放送、番組保存等)を緩和	広告識別、学校広告、協定 [
表現	現の自由国	享有基準	あり	あり	あり	地上放送との間に ついてあり	地上放送との間についてあり	なし
	あまれ	るく受信	あり	衛星であり無関係	衛星であり無関係	なし	(行政区画での業務区 域の設定・その範囲内 の提供義務)	なし
そ	技術 基準	標準方式	電波法に基づく標準方式		役務法に基づく技術基準	#	有テレ法に基づく技術基準	
そ の 他		サービス			(電気通信事業法)	と基づく設備規則)		(同左)
ت		設備	電波法に基づく無線設備	規則		有線電気通信法		
			義務再送信の対象 裁定の対象	なし	なし	なし	義務再送信、再送信 の裁定	なし
			、然たリング系		<b>)</b>	rj		32

# 現行の周波数割当計画・放送普及基本計画・放送用周波数使用計画の意義

計画の別	根拠	目的	記載事項	定める際の勘案事項
周波数割当計画	電波法第26条	・ 割り当てることが可能な 周波数の表であって、免許 の申請等に資するために 総務大臣が作成。	<ul> <li>割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、</li> <li>① 無線局の行う無線通信の態様、</li> <li>② 無線局の目的、</li> <li>③ 周波数の使用に関する条件、等を記載する。</li> </ul>	
放送普及基本計画	放送法第2条の2	・ 放送の計画的な普及及 び健全な発達を図るため に総務大臣が定めるもの とされている計画。	<ul> <li>放送局の置局に関し、</li> <li>①放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項、</li> <li>②放送の区分ごとの放送対象地域、</li> <li>③放送対象地域ごとの数の目標を定める。</li> </ul>	<ul> <li>放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。</li> </ul>
放送用周波数使用計画	電波法第7条 第3項	・ 放送普及基本計画に定 める放送系の数の目標の 達成に資することとなるように総務大臣が定める計 画。	① 放送をする無線局に使用させることのできる周波数②その周波数の使用に関し必要な事項を定める。	・ 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち、放送をする無線局に係るものの範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定める。

## 現行の周波数割当計画・放送普及基本計画・放送用周波数使用計画の関係



注1 資料は、平成23年7月以降の状況を簡略化したもの。

注2 周波数割当計画の「~用」は無線局の目的を指し、「放送用」のみとされている周波数帯を濃い青と、「放送用」に加えてそれ以外も記載されている周波数帯を薄い青としている。

## 放送普及基本計画の概要

### 放送普及基本計画の対象である放送

#### 【地上放送】 HDを含むテレビジョン放送 NHK総合 関東·中京·近畿・ 各地域1 その他の県域 NHK教育 全国 学園 関東広域 民放 関東・中京・近畿 地域により 十県域 1~6 中波放送 総合NHK 関東・中京・近畿・ 各地域1 その他の県域 NHK教育 全国 民放 地域により 県域 1~4 短波放送 民放 全国 超短波放送 NHK総合 県域 各地域1 学園 関東広域 民放 関東・中京・近畿 地域により1 十県域 or2

# 【衛星放送】 【特別衛星放送】(110度BS·CS放送) テレビジョン放送 NHK難視 全国 1 全国 2 NHK総合 学園 全国 1 民放(特定標準テレビ) 全国 7 全国 43~65程度 民放(特定標準テレビ以 超短波放送 全国 1 学園 【一般衛星放送】(124/128度CS放送等)

放送普及基本計画の対象外の 放送・有線放送

【衛星	星役務	系利月	目放i	关
-----	-----	-----	-----	---

【一般衛星放送】(124/128度CS放送等)

【有線放送·有線役務利用放送】

注1 資料は、平成23年7月以降の状況を簡略化したもの。

東京都特別区等

コミュニティの特性発揮

外国語

コミュニティ

注2 各表は左から放送主体、放送対象地域、放送系(又は放送番組)の数を示す。

各地域1個別措置

# 現行の放送メディア別の事業形態の規律

	地上放送	衛星放送 (受委託放送)	役務利用放送	有線テレビジョン放送	チャンネルリース制 度を利用した有線テ レビジョン放送
事業形態	一致	分離	分離	一致	分離
放送番組 の編集		【放送法】 ・委託放送業務を行お うとする者 → ・認定	【役務利用放送法】 ・電気通信役務利用放送を行おうとする者  → 登録	【有線テレ法】 ・有線テレビジョン放 送の業務を行う者 → ・届出	
放送施設の設置	【電波法】 ・放送局を開設しようとする者 → ・無線局免許	【電波法】 ・受託放送をする放送 局を開設しようとする者 → ・無線局免許	一 (電気通信事業者等)	・有線テレビジョン放 送施設を設置し、当 該施設により有線テレ ビジョン放送の業務を 行おうとする者 → ・許可	ー (有線テレビジョン放 送施設設置者)

# 現行の番組規律の概要

規律の種類	条文の概要		送	委託放送	役務放送	有線テレビ			
(放送法での条項)		テレビ	ラジオ						
放送番組編集の自由(§3)	放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。	0	0	0	0	0			
番組準則 公安・善良風俗	公安及び善良な風俗を害しないこと。	0	0	0	0	0			
(§3の2I) <u>政治的公平</u>	政治的に公平であること。	0	0	0	0	0			
事実の報道	報道は事実をまげないですること。	0	0	0	0	0			
論点の多角性	意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。	0	0	0	0	0			
調和原則 (§3の2Ⅱ)	放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たつては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。		× (NHKのラジオは適 用)	〇 ·例外: 同左	×	×			
教育番組の教育課程基準準拠(§3の2Ⅲ)	放送事業者は、国内放送の教育番組の編集及び放送に当たつては、(略)、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにしなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。		0	0	0	×			
字幕・解説番組の努力義務 (§3の2IV)	テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たつては、(略)視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び(略)聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。	_	×	0	0	0			
番組基準の制定 (§3の3)	放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準(以下「番組基準」という。)を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。	○ ・例外:省令で定める 放送、臨時の放送	<b>O</b> ・例外:同左	〇 ·例外:同左	0	0			
放送番組審議機関の設置 等(§3の4)	放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。	○ ・例外:省令で定め る放送、臨時の放送		O •例外:同左	0	0			
訂正放送·取消放送制度 (§4)	放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあった日から三箇月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。	0	0	0	0	0			
放送番組の保存義務 (§5)	放送事業者は、当該放送番組の放送後三箇月間(略)放送番組を保存しなければならない。	0	0	0	0	×			
再放送(再放送同意) (§6)	放送事業者は、他の放送事業者(略)又は電気通信役務利用放送事業者(略)の同意を得なければ、その放送(略)又は電気通信役務利用放送(略)を受信し、これらを再放送してはならない。	0	0	0	0	0			
災害放送 (§6の2)	放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。	0	0	0	×	×			
広告放送の識別のための措 置義務(§ 51の2)	一般放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広 告放送であることを明らかに識別することができるようにしなければならない。	0	0	0	0	×			
候補者放送(同等条件の放送 義務)(§52)	一般放送事業者が(略)公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしないとにかかわらず、同等の条件で放送をさせなければならない。	0	0	0	0	0			
学校向け放送における広告 の制限(§52の2)	一般放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げ になると認められる広告を含めてはならない。	0	0	0	0	×			
放送番組の供給に関する協 定の制限(§52の3)	一般放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。	0	0	0	0	×			
受託内外放送の番組編集 (§52の27)	委託放送事業者は、受託内外放送の放送番組の編集に当たつては、(略)当該受託内外放送の放送対象地域である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。	×	×	0	0	×			

注 有線ラジオ放送は、「放送番組編集の自由」「番組準則」「訂正放送・取消放送制度」「再送信」「候補者放送」のみを規律。

### 番組調和原則について

- テレビジョン放送による国内放送を行う放送事業者は、教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組の調和を保つようにする必要がある。
- ⇒ 放送法

第3条の2 (略)

- 2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組 並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の調和を保つようにしなければならない。
- 3•4 (略)
- 〇 番組調和原則に関しては、省令に基づき「教養番組」「教育番組」「報道番組」「娯楽番組」「広告放送」「その他」に分類し、その放送時間・割合を確認することとされているが、個別の放送番組がどの類型に分類されるかについては、放送事業者が判断している。

	報道	教育	教養	娯楽	広告	その他
放送時間	〇時間〇分	△時間△分	×時間×分	□時間□分	◇時間◇分	▽時間▽分
比率	0%	Δ%	×%	□%	<b>♦</b> %	∇%
備考						
				$\overline{}$		

放送事業者が、いわゆるショッピング番組を「教養」「娯楽」「その他」に分類している事例がある。

## 「放送局に係る表現の自由享有基準」(マスメディア集中排除原則)等の概要

「表現の自由享有基準」とは、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるように、

- ① 地上放送について、原則として一の者が二以上の地上放送事業者を支配できないこと、
- ② 衛星放送について、一の者が一定のトランスポンダの数に係る放送事業者を支配できないこと、
- ③ 有線放送について、業務区分が重複する地上放送事業者等が有線テレビジョン放送を行う事業者を支配できないこと、 とする原則。

参入先		11k L +k >¥	特別衛星放送		一般衛星放送	<b>大约尔茨利田</b> 45.9	+-,+-,*	
参入主体(	(注2)	地上放送	BS 110度CS		(124/8度CS)	有線役務利用放送	有テレ放送	
地上放送事業者等		🗙 (注3)	× (注4)(注5) 2トラポン まで(注5)		12トラポン まで	<b>メ</b> (業務区域が重複する 場合が不可)	<b>メ</b> (一定の場合は可能)	
特別衛星	BS	🗙 (注3)				なし	<b>メ</b> (一定の場合は可能)	
放送	110度CS					なし	<b>メ</b> (一定の場合は可能)	
一般衛星放送(124/8 度CS)事業者等			4トラポンまで		_ 24トラポン まで	なし	<b>メ</b> (一定の場合は可能)	
有線役務利用放送 事業者等		1事業者 まで <sub>(注3)</sub>				なし	なし	
有テレ事業者等						なし	なし	
放送事業者等以外						なし	なし	

- 注1 資料は、平成23年7月以降の状況を簡略化したもの。
- 注2 放送事業者「等」とは、放送事業者の議決権の1/10超を有する者又は放送事業者がその議決権の1/10超を有する者等をいう。
- 注3 二事業者目以降については、放送対象地域が重複する場合1/10超、重複しない場合1/5以上の議決権を保有することができない。ただし、認定放送持株会社制度による場合 は別に基準があり、それによらない場合であっても、同一放送対象地域におけるテレビジョン放送とラジオ放送の兼営等の例外がある。
- 注4 2分の1以下の議決権を保有することが認められている。また、認定放送持株会社制度を活用することにより、0.5トランスポンダのみ支配することが認められている。
- 注5 地上放送と特別衛星放送の兼営等については、原則として認められておらず、例外的に、事業の円滑な立ち上がりの支援等の観点から、BS放送・110度CS放送それぞれにつ いて、事業の立ち上がりの時期に一定の特例が認められた経緯があるところ、いずれ適切な時期にこれらの特例の評価を総括し、将来的に特別衛星放送全体として統一的な基準 30 へと以降していくことが望ましいと考えられる。

## 現行の「認定放送持株会社」制度の概要

平成19年の放送法の一部改正により、放送を取り巻く経営環境が大きく変化する中、放送持株会社によるグループ経営を新たな経営の選択肢として加え、経営基盤を強化する観点から、放送事業者が認定放送持株会社を設立して、他の放送局を子会社化することができるようになった。 (放送法第52条の30)

なお、子会社化できる局数については、表現の自由享有基準において特例を設けて規定。(電波法第7条第2項第4号及び放送法第52条の33関連)

- 認定放送持株会社とその子会社との関係では、放送局に係る表現の自由享有基準の適用を緩和し、認定放送持株会社の子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数の合計が12以下であれば、子会社は放送局を開設できる(その子会社が他の放送事業者を支配すること等は緩和しない。)。
- 「特例的緩和措置」については、認定放送持株会社制度の趣旨に抵触等するものを除き、原則適用する。

<例>

- ① ラテ兼営の特例、ローカル局の合併・支配の緩和特例(例:九州各県の7局は合併可等)により、持株会社の子会社相互間の合併等を認める。
- ② 平成15年に定められた経営破綻の場合の特例は適用しない。

### 

#### 地上局

- 12局を上限とする (キー局等の「広域局」は都府県数で計算(関東7、近畿6、中京3))
- ※ この数の範囲内であっても、放送対象地域が重なる複数局を子会社とすることは原則として不可。
- ※ 「ラジオ・テレビ兼営」の場合には、「1社2免許」「2社が各1免許」のいずれの場合も「1局」とカウントする。

#### 特別衛星放送業務

- 地上局と別カウントとし、BS局は0. 5トラポンまで、110度CS局は2トラポンまでとする。
  - 一般衛星放送業務
- 地上局と別カウントとし、12トラポンまでとする。

### 地上放送の表現の自由享有基準について

#### 〇 法形式

#### 平成19年改正前

#### 【概要】

○ 第7条第2項第4号に基づき定める省令(放送局の開設の根本 的基準)の中で表現の自由享有基準を規定。

#### 【法律の規定】(電波法第7条)

- 2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくそ の申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければなら ない。
- 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
- 二 (略)周波数の割当が可能であること。
- 三 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。

四 前各号に掲げるもののほか、<u>総務省令</u>で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。

#### 平成19年改正後(現在の法形式)

- 〇 改正後の第7条第2項第4号に表現の自由享有基準の根拠を 法定。省令も放送局の開設の根本的基準から独立して規定。
- 2 (同左)
  - 一 (同左)
- 二 (同左)
- 三 (同左)
- 四 <u>総務省令で定める放送による表現の自由享有基準(放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、申請者に関し必要な事項を定める基準をいう。)に合致すること。</u>
- 五 前各号に掲げるもののほか、<u>総務省令</u>で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。

#### 〇 見直しの議論

#### 【平成19年の放送法改正の参議院の付帯決議】

政府及び日本放送協会は、本法施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一、~四、(略)
- 五、認定放送持株会社制度の導入に伴うマスメディア集中排除原則の緩和については、同原則が放送の多様性・多元性の確保に大きな役割を果たしてきたことにかんがみ、同制度の運用に当たっては、マスメディア集中排除原則の趣旨が損なわれることがないよう十分に配慮するとともに、地方の独自性が確保され、地方からの情報発信の強化に資するものとなるよう留意すること。また、<u>複数の情報メディアを支配することにより、表現の多様性が損なわれることがないよう、マスメディア集中排除原則については、今後の通信と放送に関する法体系において、総合的な検討を行うこと。</u>

六、七、(略)

右決議する。

### 表現の自由享有基準の改正経緯

マスメディア集中排除原則については、周波数の希少性、社会的影響力を中心に、多メディア化・多チャンネル化の進展などのメディア環境の変化を踏まえつつ、見直しをしてきている

地上波

#### S63年9月

- ◎放送局の開設の根本的基準 (省令)に集中排除規定を創設
- 支配の基準は議決権の/10超、 役員の1/5以上、代表権を有す る役員・常勤役員の兼職
- テレビと中波との兼営は可能

#### H7年3月

・放送対象地域が重複しない場合の支配 の基準を議決権の1/5以上に緩和

#### H4年1月

◎コミュニティ放送開始

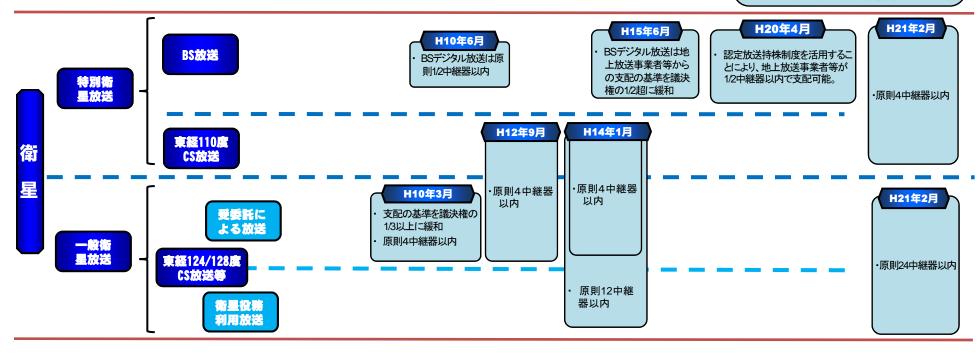
同一市町村内における複数支配を可能

#### H16年3月

- ・ 隣接7地域内の連携について、支配の基準を 議決権の1/3以上に緩和
- 放送対象地域のすべてが、そのうちいずれか 1つの放送対象地域に隣接している場合等に ついて、議決権保有制限等の適用除外(合併 まで可能)

#### H20年4月

- ◎ 放送局の開設の根本的基準第9条を独立させ、放送局に係る表現の自由享有基準を創設
- ・テレビと超短波との兼営は可能
- ◎放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社に関する特例(省令)を創設
- ・認定放送持株会社の子会社である地上放送 事業者の放送対象地域の数の合計が12以下 であれば、子会社は放送局を開設可能



C A T

#### 有線役務 利用放送

#### H14年1月

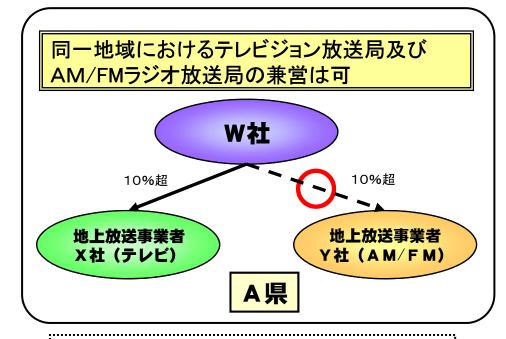
・ 地上放送事業者の放送対象地域と、当該登録に係る業務区域とが重複しないこと ・ 支配の基準は議決権の1/10超(ただし、役務事業者に対する支配の基準は議決権 の1/3以上)

## 表現の自由享有基準におけるいわゆる三事業支配の禁止について

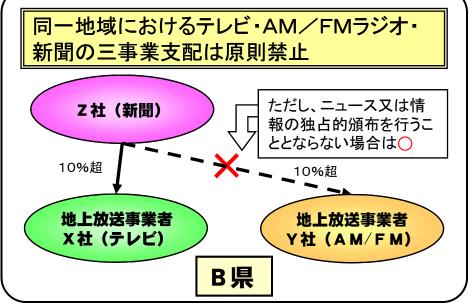
- マスメディア集中排除原則の例外として、同一地域におけるテレビジョン放送局及び AM/FMラジオ放送局の兼営は可
- ただし、テレビジョン放送、AM/FMラジオ放送、新聞の三事業支配は原則禁止
- なお、ニュース又は情報の独占的頒布を行うこととならない場合には可能

### AM/FMラジオ放送局と テレビジョン放送局の兼営の例

#### 三事業支配の例



A県において、テレビジョン放送局であるX社を支配しているW社は、AM/FMラジオ放送局であるY社を支配できる。



B県において、テレビジョン放送局であるX社を支配しているZ 新聞社は、AM/FMラジオ放送局であるY社を支配できない

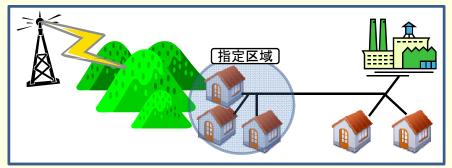
### 義務再送信制度の概要

○ 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対し、総務大臣が指定した受信 障害区域において、当該区域の属する都道府県のテレビジョン放送等を受信し、そのすべての放 送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信しなければならない。(有線テレビジョン放送法第 13条第1項)

#### <制度趣旨>

地形等の自然的原因又は高層建築物等の人為的原因により難視聴となっている地域において、その難視聴の解消を図るためには有線テレビジョン放送によることが有効な手段であることにかんがみ、総務大臣が指定した受信障害発生区域において、当該区域内の有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対し、いわゆる地元のすべてのテレビジョン放送の同時再送信を行う義務を課し、受信者の利益保護を図ることとしたもの。

- 〇 通常の再送信とは異なり、義務再送信では放送事業者等の同意は不要。(有線テレビジョン放送法第13条第2項但し書)
- 通常の再送信とは異なり、義務再送信の役務の料金その他の提供条件を定めた契約約款について、総務大臣の「認可」を受けなければならない。(有線テレビジョン放送法第14条)



#### <契約約款の認可の際の審査事項>

- ①役務の料金が業務の能率的な運営の下における原価に照らし妥当なものであること
- ②義務再送信の役務の提供のみについて契約を締結することができること
- ③事業者及び受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること
- ④特定の者に対し、不当な差別的取扱いをするものでないこと
- 義務再送信制度の発動要件たる「受信障害区域の指定」は、一度も為されたことがない。
- 一方、義務再送信制度の存在が事業者の自律的な取組を促してきた面があるとの指摘もある。(例: 区域内再送信の同意、視聴者が利用しやすい提供条件による「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の提供)

## 裁定制度の概要

- 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送等を受信し、これらを再送信してはならない。(有線テレビジョン放送法第13条第2項)
- 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者等に対し、同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。(有線テレビジョン放送法第13条第3項)
- 総務大臣は、放送事業者等が再送信に係る同意をしないことにつき「正当な理由」がある場合を除き、同意をすべき旨の裁定をするものとする。(有線テレビジョン放送法第13条第5項)
- 裁定制度は、地上放送事業者から再送信同意が拒否される事例が増えてきたことを踏まえ、従前のあっせん制度を廃止して、昭和61年に導入されたもの。 過去に4回の裁定が行われている。
- 総務省では、総務大臣の裁定における「正当な理由」の解釈等に関するガイドラインを平成20年に策定。現在、このガイドラインを活用して、区域外再送信に関する当事者間の協議が多数進行中。

### 再送信ガイドラインについて

### 

総務省では、平成20年4月30日、研究会の提言を踏まえ、<u>再送信同意に係る事業者間の協議ルールと、同意裁定とはならない「正</u> 当な理由」に関するガイドラインを策定。

### ○ 主な内容

- ① 事業者間の協議ルール
  - 協議の原則(放送法・有線テレビジョン放送法の目的を踏まえ、誠実に協議を行うこと等)を定めるとともに、協議の開始時期、協議における説明事項等を規定。
- ② 同意裁定とはならない「正当な理由」の考え方
  - **従来の5つの基準は、引き続き維持**(下記に該当する場合は「同意」裁定とはならない。)。
  - ① 意に反して、一部カットして放送される場合。
  - ② 意に反して、異時再送信される場合。
  - ③ 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合。
  - ④ ケーブルテレビの施設が確実に設置できる見通しがない等、適格性に問題がある場合。
  - ⑤ 受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合。
  - 放送事業者の「放送の地域性に係る意図」に関する基準を追加。
  - ・生活面・経済面の関連性が深い地域は、裁定では「同意」裁定。少なくとも、放送対象地域と隣接する市町村は「同意」裁定。
  - ・逆に、国民の視点で一見明白に遠方にある地域は「同意」裁定とはならない。ただし、裁定によらずに民民間の協議が調えば、再送信を行うことは可能。
  - 過去適法に同意が得られた再送信については、地域間の関連性が低い場合であっても、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、放送のデジタル化等メディア環境の変化を踏まえ、一定期間の経過措置。
  - 地元放送事業者の経営に与える影響、「地元同意」の有無等は、裁定に当たって考慮しないことを明記。

### ○ ガイドライン施行後の取組

- ・上記ガイドラインを活用し、当事者間の協議を促進。
- ・協議の進展状況の把握と再送信同意の適正化に資するため、平成20年12月末時点の同意状況を調査中。

# 過去の裁定の概要

	裁定に関する	申請者•対象者				
	申請者 (有線テレビジョン放送事業者)	対 <b>象 者</b> (放送事業者)	<b>経</b> 緯			
1	<u>島根県</u> のCATV1社	<u>兵庫県</u> の民放1社 (アナログ)	昭和62年 6月 3日:中国電気通信監理局に裁定の申請 7月20日:電気通信審議会有線放送部会に諮問、答申 7月21日:郵政大臣の裁定			
2	<u>高知県</u> のCATV1社	<u>岡山県・香川県</u> の民放1社 (アナログ)	平成 5年 2月23日:四国電気通信監理局に裁定の申請 6月10日:電気通信審議会有線放送部会に諮問、答申 6月10日:郵政大臣の裁定			
3	<u>大分県</u> のCATV4社	<u>福岡県</u> の民放4社 (デジタル)	平成19年 3月23日:九州総合通信局に裁定の申請 5月24日:情報通信審議会有線放送部会に諮問 8月 9日:同部会での4回にわたる審議を経て答申 8月17日:総務大臣の裁定			
	<u>鳥取県</u> 、 <u>島根県</u> 及び <u>広島県</u> のCATV9社	<u>岡山県・香川県</u> の民放1社 (アナログ)	平成19年 5月30日:中国総合通信局に裁定の申請 8月31日:情報通信審議会有線放送部会に諮問			
4	<u>山口県</u> のCATV2社	<u>広島県</u> の民放4社 (アナログ)	平成20年 1月28日:同部会での4回にわたる審議を経て答申 2月 8日:総務大臣の裁定			
(5)	<mark>長野県</mark> のCATV2社	<u>在京キー局</u> 5社 (デジタル)	平成19年 6月13日:信越総合通信局に裁定の申請 平成20年 1月28日:情報通信審議会有線放送部会に諮問 3月28日:同部会で関係者から意見聴取 4月 8日:信越総合通信局に申請取下げ 4月10日:諮問取下げ 6月24日:同意を得て、再送信開始			

### 「インターネット上の違法・有害情報への対策に関する検討会」最終報告書(関連部分要約)

○ インターネット上の違法情報には、大別すると特定の他人の権利を侵害する情報(権利侵害情報)と社会的法益を侵害する情報(社会的法益侵害情報)があり、社会的法益侵害情報に対する自主的取組を促進する方策として、プロバイダ責任制限法の適用範囲の拡大が考えられる。

具体的には、プロバイダ責任制限法の適用を社会的法益侵害情報に拡大し、プロバイダ等が、社会的法益を侵害する違法な情報だと考えて削除したところ、実はその情報は違法ではなかったという場合について、プロバイダ等において違法と信じるに足りる相当な理由があった場合には、削除したことによる発信者に対する損害賠償責任を制限するという方法が考えられる。

この方法は、プロバイダ等に新たな負担や不利益を課すものではないこと、発信者からみて既に権利侵害情報で行われているのと同程度の制限となるにすぎないこと、行政権による表現行為に対する不当な制約になる懸念もないこと等から、重大な法的問題や弊害は少ないと考えられる。

他方、大手のプロバイダ等を中心に、既に自主的対応として違法情報の削除が進んでおりこれによって削除の件数が大幅に増えることは見込めないこと、ガイドラインや約款に沿って送信防止措置をとっている限り法的リスクはそれほど高くなくプロバイダ責任制限法の適用を拡大するべきとのニーズは多くないこと、違法情報を放置するようなプロバイダ等に対しては効果が限定されていると考えられることといった考え方もある。

- このほか、行政機関による措置制度や自主的取組にインセンティブを与える形での責任制限の方策等も考えられるが、 これらの方策については、**議論も必ずしも十分に深まっておらず、今後、現実に法制化が可能かどうかも含め慎重かつ十分な検 討が不可欠である**。
- 以上のことから、当面は、自主的取組の進展及びその成果を見守りつつ、各種法的措置に関わる課題につき議論を深めていくことが、2011年度までに青少年インターネット環境整備法関連の取組の評価が行われるまでの間、取り組むべきことと考えらえる。

## 「青少年インターネット環境整備法」について

〇先の第169回国会において、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され、6月11日 に成立。本年4月1日から施行。

〇施行後3年以内(2011年度まで)に施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

# 基本理念

インターネットを適切に活用する能力

フィルタリングサービスの促進

国等による民間活動の支援

# 政府

### 関係閣僚会合(内閣府に設置)

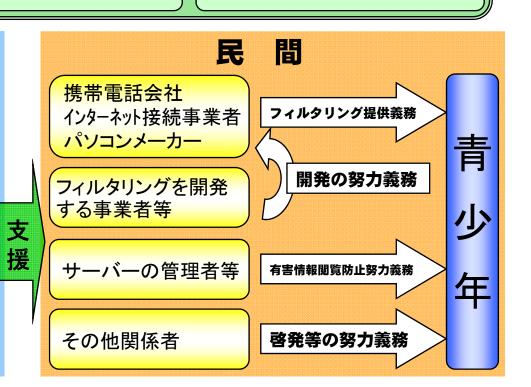
会長: 内閣総理大臣

委員: 内閣官房長官、その他国務大臣(総務大臣等)

策定

### 基本計画

- •基本方針
- ・インターネットを適切に活用する能力の教育
- ・フィルタリングサービスの性能向上・普及
- ・民間における取組の支援 等



- □ 法体系全般
- □ 伝送設備規律

- □ 伝送サービス規律
- □ コンテンツ規律

■ 利用者保護規律

## 通信・放送分野における利用者保護規律

- 〇 電気通信事業法は、一部の役務を除き、原則として契約約款規制を廃止する一方、事業者に対し、利用者への提供条件説明義務・苦情処理義務を課している。
- 放送法·有線テレビジョン放送法·電気通信役務利用放送法は、契約約款規制を採用する一方、利用者への提供条件説明義務·苦情処理義務はない。

	電気通信事業法		放送法∙電波法	有線テレビジョン	電気通信役務			
		基礎	指定	特定	(有料放送)	放送法	利用放送法	
料金規制	なし (原則 自由)	届出	届出	届出	届出	D.U.		
契約約款	自由)	/ш ш	<b>海</b> 田		認可	届出	届出	
提供条件の 説明義務	0		なし	なし	なし			
苦情処理義務	0				なし	なし	なし	
事業の休廃止に 係る規律	利用者に対する事前周知 +総務大臣に対する事後届出		事後届出	事後届出	事後届出			
業務改善命令	0		〇 (契約約款等変更命令)	〇 (料金に関する事項の 変更命令)	〇 (契約約款変更命令)			
業務停止命令等	_		〇 (無線局の運用停止命令、 委託放送業務の停止命令)	〇 (業務停止命令)	〇 (業務停止命令)			
免許等の取消し	〇 (登録の取消し)		〇 (免許、委託放送業務認定の 取消し)	〇 (許可の取消し)	〇 (登録の取消し)			